

「みんなでマスクをつくろう運動」布マスク買取り事業募集要項

1 概要

県では、県内事業者・団体が製造する布マスクを買取り、県内福祉施設の従事者や利用者の方などに、無償で配布する。

2 買取り期間

5月18日（月）から7月17日（金）までの2か月間
（募集期間）5月1日（金）から5月13日（水）まで

3 買取り条件

(1) 製造する事業者の条件

県内に本社（個人事業主の場合は住所）や団体の本部があり、かつ製造拠点等を有している事業者や団体であること（営利・非営利を問わない）。

(2) 買い取る布マスクの条件

- ① 事業者の県内製造拠点等で、新たに製造したものであること（委託製造したものは対象としない。また、在庫の買取りも行わない。）。
- ② 1事業者あたり1種類とする（同じ素材・形状で異なる柄は可）。
- ③ マスクの柄は、原則として無柄、チェック、ストライプ等とし、イラストは避けること。
- ④ 再利用可能な布マスク（ガーゼ等の素材でできたもの）であること。
- ⑤ 顔との隙間をふさぐ構造で、くしゃみや咳による飛沫の飛散を防ぐ構造であること。
- ⑥ 素材の残留ホルムアルデヒドが75ppm以下であること（生地メーカーにお問い合わせください）。
- ⑦ 1枚1枚が個包装となっていること。

(3) 買取りの単価等

① 単価

1枚あたり 500円（子ども用 300円）まで

- ・消費税、納品場所までの輸送費を含む。
- ・当該事業者が、同様の布マスクを1枚あたり500円以下で販売している場合は、その価格を上限とする。

② 買取り枚数

1事業者あたり 100枚以上3,000枚以下

- ・買取り目標を超える申し込みがあった場合は、上限枚数を引き下げる。
- ・上限を引き下げた場合の買取り枚数は、申込者に対して別途通知する。

(4) その他

Twitterアカウントを保有している場合は、県のアカウント（minnademasku）をフォローし、マスクの製造状況等を投稿すること。

4 買取りの申し込み

(1) 申込方法

みんなでマスクを作ろう！運動

別紙様式「みんなでマスクを作ろう！運動 マスク買取り申込書」にサンプルを1つ添えて、郵便又は持参により（2）に提出すること。

※ 申込書ダウンロード (<https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/minnademasuku.html>)

（2）申込先

〒500-8750 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁舎2階）
岐阜県健康福祉部健康福祉政策課
感染症対策チームPPE対策班あて

（3）申込期間

5月1日（金）～5月13日（水） 午前8時30分～午後5時
（県の機関の休日を除く。）

（4）その他留意事項

- ① 申込書類およびサンプルは、返却しない。
- ② サンプル提出の対価は支払わない。

5 売買契約の締結

- （1）3の買取り条件を満たし、県が使用可能と認めたサンプルを提出した事業者と契約する。
- （2）契約方法については、県の所定の様式に従うこと。
- （3）県の買取り目標を超える申し込みがあった場合は、3（3）②の上限枚数の引き下げを行うこと。
- （4）契約にあたり、県と取引実績がない事業者は、債権者登録票を提出すること。

6 納品方法

- （1）岐阜県庁又は最寄りの県総合庁舎のいずれかとし、契約締結時に県が指定する。
- （2）6月17日（水）までに契約枚数の半数以上を、7月17日（金）までに契約枚数全てを納品すること。
- （2）布マスク30枚を1セットとして梱包すること。

7 代金支払い時期

代金は全ての布マスクの納品・検査が終了した後に支払う。

【連絡先・問い合わせ先】

岐阜県健康福祉部健康福祉政策課
感染症対策チーム PPE対策班

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 058-272-1111（内線2774）